

(別紙 2)

春 期 捕 獲 計 画 書

(R5 年度から R9 年度まで)

1 市町村・地区名

市町村名	計画対象地域
須坂市	八町地区、井上地区、豊丘地区、塩野地区 米子地区、亀倉地区、仁礼地区、 峰の原地区（東鳥獣保護区内を含む）

注：計画地域の分かる地図を添付すること。

2 春期捕獲を実施する理由

須坂市は典型的な中山間地域であり里地と山の距離が近く、豪雪地帯対策措置法に基づき豪雪地帯に指定された、冬に大量の積雪がある地域であり、狩猟期間中のクマ猟ができない状況である。そのため現在は、ツキノワグマによる被害発生時は、檻による捕獲が中心となっている。

そのような状況の中、須坂市では農業振興を図る上で、広域電気柵と緩衝帯の効果的な管理により有害鳥獣被害を防ぐ対策を徹底してきた。しかしツキノワグマについては、電気柵や緩衝帯による寄せ付けない対策だけでは、幹線道路や河川等からの侵入抑止に限界があり、また例年同じ地域に出没することなどから農業被害のほか住宅地にも出没しており、人身被害の恐れがある。したがって春期捕獲を実施することで、人とクマとの緊張感ある関係の再構築を目指し、農耕地や住宅地への出没を抑制することを目的とする。

3 被害発生状況、被害防止対策の状況（農林業被害、人身被害）、期待する効果

【被害発生状況】

人身被害：令和3年度2件発生、内1件は市街地で発生。痕跡等の判断から民家の近くでの出没もあり。

農林業被害：モモ（7月）、トウモロコシ（8月）、リンゴ（7.8.9月）、ブドウ（9月）、プルーン（8.9月）

過去5年間のツキノワグマによる被害金額総額 1,684（千円）

生活被害：峰の原地区のグリーストラップへの執着（5月～8月）、グリーストラップ周辺においては朝6時台の出没、観光客の人身被害の危険性あり。

【被害防止対策】

須坂市では平成16年度より有害鳥獣対策として、電気柵の設置と緩衝帯の整備を行ってきた。令和4年度末現在では、電気柵53.26km設置、緩衝帯を53.68ha整備となっている。令和5年度以降も必要ヶ所について順次設置・更新の予定をしている。

里地での放置果樹撤去について周知

須坂市水道局と協同でグリーストラップへの対策を記載したチラシを作成し、グリーストラップを設置している全戸に配布

【期待する効果】

農作物被害の減少、農耕地や住宅地への出没を抑制
環境整備や電気柵の設置と合わせて春期捕獲を実施し、里地に近寄らせない環境をつくる。春期捕獲についても、必ずしも捕獲を目的とせず、山に人が入り追払いをすることで夏から秋にかけて収穫物に寄せ付けないことを期待している。
春期捕獲の効果の検証については、農作物の被害金額の推移と里地での目撃件数の推移により行う。

4 捕獲予定頭数

区 分	内 訳
計画期間中の 捕獲予定頭数	計 15 頭
	(内訳) 1年目： 3 頭
	2年目： 3 頭
	3年目： 3 頭
	4年目： 3 頭
5年目： 3 頭	

・ツキノワグマの推定生息数（須坂市）

県計画の推定生息数（中央値）を基に、須坂市の推定生息頭数（中央値）を算出した。

個体群	面積	推定生息数	須坂市	面積	推定生息数
越後・三国	1366 km ²	1,804（令和2年）		149.67 km ²	198

（参考）過去5年間の捕獲実績・里地での目撃件数（単位：頭、件）

年 度	H30	R元	R 2	R 3	R 4	計
個体数調整	5	9	17	5	10	46
狩 猟	0	0	0	0	0	0
春 期 捕 獲	0	0	0	0	0	0
捕獲頭数計	5	9	17	5	10	46
里 地 での 目 撃 件 数	18	15	27	16	16	92

※年度は策定する計画に合わせて適宜修正すること。

5 実施計画

区 分	内 容
1 実施期間（目安）	3月 ～ 5月
2 捕獲対象個体	（該当項目にチェックを入れる） <input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りオスを特定 <input type="checkbox"/> 若齢個体（概ね 歳以下） <input type="checkbox"/> 高齢個体（概ね 歳以上） <input type="checkbox"/> その他（)

3 実施方法	銃猟による捕獲とする。
4 実施体制	<p>【捕獲隊の構成】 須坂市猟友会 8人（予定人数） 須坂市農林課職員（補助）</p> <p>【安全管理体制】 ・地域住民、観光客等への広報・注意喚起の取組 対象地域の該当区、市内林業事業体へ春期捕獲実施日の周知 春期捕獲実施日に立て看板の設置 ・事故防止の取組 対象地域の該当区、市内林業事業体へ春期捕獲実施日の周知 春期捕獲実施日に立て看板の設置</p> <p>【春期捕獲計画書の策定】 本計画書は、長野県環境保全研究所等と協議により策定</p>
5 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・報告予定内容 <p>県計画に基づくツキノワグマ捕獲報告書の提出（捕獲頭数、捕獲個体情報、実施日、捕獲場所） 県計画に基づくサンプリングへの協力 春期捕獲実施記録の提出（調査ルート、目撃位置、痕跡等確認位置） 実施後の被害や出没状況の変化</p>